

文部科学大臣 あべ俊子 殿  
厚生労働大臣 福岡資麿 殿

国民民主党子ども子育て・若者政策調査会

## 障がい福祉における「18歳の壁」対策と「学びの場」の確保に関する提言

学校卒業後に障がいのある本人とその家族が直面する「18歳の壁」は、子ども自身の「居場所」や「学びの場」の不足のみならず、保護者の就労継続や生活にも深刻な影響を及ぼす重要な課題である。放課後等デイサービス等の創設以来、将来的に当該課題が生じることが想定されていたものの、十分な対策が講じられないまま推移してきた。その結果、現在「18歳の壁」を巡る問題が顕在化しており、早急な対策が不可欠である。障がいの有無にかかわらず、親子ともに誰もが生涯にわたり自分らしく暮らせる社会の実現に向け、下記のとおり提言する。

### 記

#### 1. 「18歳の壁」、「学びの場」に関する実態調査

当該課題に直面している当事者の人数、保護者の就労状況や就労制約の実態、子どもの卒業後における親の所得変化の有無、在学中・卒業後を通じた特性に応じた学習の場がどの程度十分に提供されているか等について、現時点で体系的な実態調査は行われていない。今後の適切な施策立案に向けて、関係団体へのヒアリングに留まらず、全国的かつ実証的な実態調査を実施すること。

#### 2. 実施政策の検証と不断の見直し

現在実施している関連施策については、実施して終わりとせず、周知等を通じて利用促進を図るとともに、当事者や事業者の利用状況や課題等を十分に検証し、慢性的な人手不足の是正を含め必要に応じて施策を見直すこと。特に下記の施策について重点的に検証・見直しを行うこと。

##### <生活介護の延長支援加算>

生活介護の延長は主要な対応策の一つである。令和6年度報酬改定で拡充されたところであるが、利用事業所数の推移や受け入れ時間の実態を把握するとともに、加算額が利用実態や運営コストに照らして十分であるか、その妥当性等を検証すること。

##### <移動支援>

社会生活に不可欠な外出や余暇活動等に限定している自治体が大半である中、通学・通所等を含めた外出対象の適用拡大など当事者と保護者のニーズを的確に反映できているか等を検証すること。また、利用の障壁となっているガイドヘルパーの慢性的な人手不足を是正するための施策を講じること。

##### <日中一時支援事業・地域活動支援事業>

一部の自治体で先進的な取組が見られる一方、全国的な事業展開の状況や、利用者が必要としても利用できない事例が生じていないか、提供体制や受け入れ枠が十分であるか等を検証すること。

#### 3. 特別支援教育における学びの充実と卒業後の「学びの場」の確保

知的障がいのある子どもは成長の速度が緩やかであり、子どもによっては特別支援教育課程だけでは自立や社会参加に必要な学びを十分に得ることが難しい。一方、特別支援学校高

等部等を卒業した後に学びを継続できる場は限られている。また、就労を重視するあまり、生活面や対人関係といった社会生活に関わる教育が十分でないまま社会に出ることで、本人にとっては早期離職や安定した就労継続の妨げとなり、受け入れる企業側にとっても過度な教育・訓練の負担が生じているという課題もある。さらに、特別支援教育に特有の専門性を持つ教員が不足しており、特別支援学級担当者の特別支援教育免許状の取得が十分に進んでいないなど、教育の質の向上も大きな課題である。

このため、特別支援教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態や成長の速度、特性に応じた適切な指導を一層進めるべく、進級基準も含め学校・保護者に加え第三者の専門支援員が参画する「個別の指導計画」の策定・活用を一層充実させること。あわせて、「就労」だけでなく「生活の質や豊かさ」の観点も重視すること。また、公立・私立を問わず特別支援学校への支援を充実させ、専攻科の新設を促進することで、学校法人下での学びの選択肢を広げること。さらに、学校卒業後においても各ライフステージに応じた多様な学びのニーズを想定し、本人や保護者の希望に応じて学びの継続が途切れないよう、教育と福祉が連携して地域単位で多彩な「学び」の機会を拡充し、「居場所」を超えた「学びの場」を提供すること。

#### 4. 誰もが学び合える教育環境を支える教員育成の強化・専門支援員の拡充

教職課程には特別支援教育に関する科目が設けられているものの、その内容や深さは十分とは言えない。また、教員研修についても体系的に全員が受講できる仕組みにはなっておらず、地域や学校ごとに差が生じている。一方で、通常学級に在籍しながら特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、特別支援に携わる教員だけでなく、全ての教員が多様な児童生徒一人ひとりの学びを支えるための基礎的知識と実践力を備えることが求められている。そのため、教職課程から初任者研修・現職研修に至るまで、段階的かつ継続的に学べる体制を整備すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど教員以外の専門支援員の配置を拡充し、学校全体で多様な児童生徒を支える体制を強化すること。

#### 5. 特別支援学校の活用等の新たな対応策の検討・実施

各種事業を展開する上で、適切な施設・設備が十分に確保できないという課題が存在している。こうした状況を踏まえ、放課後の特別支援学校を子どもの療育や学童保育の場、卒業後における日中一時支援等の拠点として活用することや、就労移行支援・就労継続支援施設の活用を進めることなど、行政の縦割りを超えた柔軟な施設利用を検討・実施すること。

#### 6. 保護者・家族への就労支援・離職防止、生活支援の促進

前述の提言も踏まえ、卒業後も子どもが安心して過ごせる環境を整備し、保護者の就労継続を支援するとともに、改正育児・介護休業法に基づく仕事と育児の両立配慮を適切に施行すること。また、保護者の就労意欲を維持し、家庭の経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当や通所支援等の障がい児福祉に係る所得制限を撤廃するとともに、特別児童扶養手当の支給水準を引き上げること。

#### 7. 国・都道府県・市区町村の連携強化、先進事例の展開

自治体が主導して行う地域生活支援事業等の障がい福祉施策は先進的な取組を進める自治体がある一方で、提供水準や取組内容に大きな差が生じている。こうした状況の是正には国・都道府県・市区町村が連携し、重層的に支える仕組みが不可欠である。そのため、先進事例を財政的支援や周知・広報を通じて全国に展開するとともに、地域間で取組の濃淡が生じないように国が主導して支援を行うこと。